

最高裁秘書第1094号

令和5年5月2日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

司法行政文書不開示通知書

令和4年10月31日付け（同年11月4日受付、第040383号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 第76期司法修習生の採用選考申込みにおいて不合格となった人の数が分かる文書
- (2) 導入修習及び分野別実務修習に参加するための旅費について（第76期司法修習予定者向けの、司法研修所事務局経理課長の事務連絡）
- (3) 第76期司法修習生の教官組別表

2 開示しないこととした理由

1の各文書は、いずれも作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）